

近世青山善光寺における富突興行

鷹 司 誓 玉

近世諸寺院の経済的基盤は通常は領地や師檀制度によって保たれていた。しかし建造物の再興や改築などいわゆる“修覆”の費用を臨時に捻出するには関係者がその都度腐心したようである。大寺の場合には公儀や大名家富豪などからの大口の寄進もあつたが、一般には「勸化」による場合が多かつた。

勸化は近世においては勸進と同義語的に用いられ“作善を進める”ところから造寺造仏鑄鐘などの資を寄進することをすすめる語彙となつていた。而して特定の宗派のみに限って行うのを一宗勸化、広く一般によびかけて淨財をあつめるものを諸国勸化と称した。各寺院が私的に勸化を行う風はつとに古くからあつたが、公的には宝永四年根来寺本堂、大門等の再興に当つての勸化許可が^{註1}早い例で、享保五年以降は寺社の造営は専ら勸進によらしめ、そのための伝馬朱印を給する程となつた。^{註2}但し幕府はじめは大名以下に積極的に緒寺の勸進に協力する事を命じていたが、寛保の頃には修覆を願ひ出るものが余りに多くなつたので諸種の制限を加え、小破のうちに自力で修覆を行い大破に至つた場合のみ願ひ出でしめ、寺社奉行において由緒の軽重や寺格等を充分吟味した上で勸化許可又は入用金や用材を

下される事となった。^{註3}

勸化の方法としては千部経誦誦や談義あるいは秘仏開帳、富突、無尽など各種あった。そのうち富突は「富くじ」「とみ」なども称し神仏に賽して籤をとり吉凶禍福をうらなうという民衆の素朴な風習に端を発し、中国の南北朝時代から行われていたものであるが、漸次現世利益の面が強調されて具体的な福即ち配当金品をひき当てるところのくじびき（福引 抽籤）に変質した。我国では近世以降堂宇修覆の名目のもとに諸寺社で大規模な富突興行が催おされたが、実情は博奕と紛らわしいものもあり、更にはそれに附随して各種のかけごとが横行するようになった。また無尽も信者から寄進された財物や余剰の物をたくわえて利殖をはかり寺院の修理費にあてたのがはじめであるが、中国唐代には無尽藏院の組織がととのつて所有財産の利潤をはかるようになった。我国では一般に質物をうけて貸金を行うのを無尽銭と言ひ、掛け銭による相互金融として江戸時代には無尽講、頼母子講など称して大いに流行した。これは斯様に寺社建立の手段や民間金融としての役割りを果たしてはいたが、一部僧侶のなかには公共福祉という宗教的精神を忘れて營利事業化し、或いは取退無尽とくたいむじんといわれる不正の行われることもしばしばあったので識者の非難をまねき「小富の分、取扱無尽、紋付」など列挙して取締まりの禁令が幾度か出ている。

富が勸化の手段として行われたのは元禄十三年江戸谷中の感応寺が最初であり、その後湯島天神菅公廟・目黒泰叡山不動尊などでも盛大に行つたのでこれを「都下三富」と称した。札の値段や当り金の次第などは一定して居らず五十両から最高千両でいどの当り金を設定し、寺社奉行所よりの検使のもとに行われた。

その方法はまず所定枚数の紙札に松竹梅とか春夏秋冬などのしるしをつけて番号を記入し、富興行日の約一ヶ月でいど以前から売出す。これは催主より若干の口銭を得て富札屋から売り出すのである。催主には札の定価が官により

きめられていたが、富札屋が諸人にうる場合の定価はないのでリベートをかせぐことが出来た。また割札と言って一枚の札を二人乃至四人などで組んで買うことも出来るので零細な庶民も楽しめたのである。

一方桐の小札を作り紙札と同じくしるし及び番号をかけたものを箱におさめ、小口を開いて錐でつき上げその札を読み上げる。第何番目のキリでつき上げた札を何両ときめて行うが大體百番までを当りくじとし第一番目と百番(つきとめ)とに高額が当り、十番目ごとの札がこれに準じ、更に二番から九十九番までを平といつて少額が当る。又当り札の前後一番違いを「両袖」といい、当り札と同番で松竹梅などの記号のちがうものを「しるしがいい」と言つて何れも若干の金子を与える。しかし或る書によれば、札一枚百疋で千枚売ればその価金二百五十両となりその内一の富に百両、その外百疋づつ若干枚の分をわたし残り百両もあるべし、さすれば千人の内四百人は急度はづるものを争ひて買う人の心こそおかしけれ^{註4}とあり、

また喜多川守貞の「近世風俗志」によれば千両富の場合、突とめ千両を得る者より其一分百金を修補の料と号して僱主に止め又百両を札屋に頒ち其他諸費と号て四五十両を除き千両富を得る所大略七百金也、平の当りに至るまで各々准^レ之とあり、高額の富札に当るものは売り出し総札数のうち極く僅かで、さらに手取りの額は当り金高の約七割ていどにしかすぎなかつたやうで期待がはずれ落胆するものの方が多かつた。しかし貪婪な庶民の間ではひそかに当り札の番号を小金を賭けて当てあうやうな各種の賭博行為が行われたり、富突の当日には富見物をはじめ見徳売・札売・おはなし売・札買など出て夥しい群集に周辺の茶屋町も大いに繁昌した。そのため風俗の面からもよくないと理由で停止や縮少の政策がとられたにもかかわらず射倖心を刺戟せられた庶民の間では富突興行の人氣は一向おとろえず、また寺社の経営面からの必要上もあつて富突を根絶することは中々むつかしかった。

その趨勢の概略は寛政年中の規定では江戸、京、大阪以外の地で行う事が禁ぜられていたが、文政四年宮門跡や由緒ある寺社から種々の要請があつて三都以外の広い範圍にわたつて富突興行が許される事となり、それ以後天保頃まで流行していたのである。その間の経過は熱田神宮で富突興行を計画して寺社奉行に提出した弘化年間と推定される願書註5の中にも見られる。次にその文意を抽出する。

寛政八年には谷中天王寺、牛込宝泉寺、日光、東叡山、増上寺、仁和寺、紀州熊野三山、尾州熱田、撰津四天王寺、大秦安養寺その他四十五口で行われて居り、更にその後も増加して一ヶ月七十三口にもなった例さえある。天保頃には政治改革が行われ富も寛政以前でいどにもどそうとして寺社奉行では興行期限の終わったものから順次廢し、新らたな許可を与えないようにして明和、安永の頃には三都あわせて數口にまで整理した。熱田社から興行の願いが出ているが評議の結果富はもともと風俗上余りよくないから一旦停止の令も出たのに寺社經營の必要上から止むを得ず許すものもあり、一年に三度づつ行うものを二三ヶ所に限つて許したが、その後またふえて近頃では一時に數ヶ所で行われている。天王寺と宝泉寺とは富停止の期間中でも例外として興行を許され、寛政以後の改革の折にも員數外として認められて来た。寺社の助成は堂舎の破損の実状に依つて処置さるべきであるのに、この両寺だけがいつも許されているのは不公平であるから今後は両者にも年限を切り、惣數五ヶ所とした時には両寺も員數のなかにふくめて取りあつかう。場所は三都に限り、場合によつては江戸に四ヶ所、あるいは大坂に四ヶ所許可する事もあろうが、とにかく總數は五ヶ所に限る。時節は春夏の内に三度、秋冬のうちに一度とする。また三都で季節を適當に調節して行つてよいが一ヶ年に五度以内とし、年限は延期を許さない。富金の高はその寺社の事情にしたがつて三十兩乃至百兩まで、年限は三年から十年間までとし、それらは先例を見合わせてきめること。なおその他にも破損の実情をしらべて

是非とも必要と認められたものは特別に許可することもある。^{云々}

と記されており当時の概要がしられるが、これはあくまで原則論であり実際は大いにこれを上まわる隆昌ぶりであった。

二一

青山善光寺が富突を興行したのは富の最盛期とも言うべき天明寛政年中のことである。同寺は信州善光寺上人の江戸宿泊所として慶長年間より谷中にあつたが、元禄十六年回禄し宝永二年青山百人町の現在地に替地を拝領し、心齋知善上人によつて伽藍再興されたものである。^{註6}元文五年に江戸詰めの儀を仰せつかつて以来、文久二年地震で堂宇の崩壊するまでの約百二十年間、歴代の善光寺上人は三年に一度の江戸城登營のために諸大名の参勤交替と同様、信州大本願と江戸青山善光寺とを一二年又は数年ごとに往復し、交互に在任せられたのである。

創建当初から五石の朱印地を領し、桂昌院はじめ徳川家大奥や諸大名家奥向きの帰依被護はあつたが、信州本寺と同じく無檀家で、しかも「尼上人の寺」としての格式体面を維持して行くためには本尊開帳や無^{註7}尽を行うなど経営面ではつねに非常な苦心がなされていたようである。

ことに富突興行を願出た安永天明の頃は一般に物価高騰の傾向があり、いわゆる「天明の大飢饉」というほどの凶作にもみまわれ農村の荒廢はなほだしく、百姓一揆も頻発するなど社会不安がつゞいて「寛政改革」が行われようとする時期であつた。善光寺も信州大本願、青山別院ともに「お勝手不如意」におちいり米味噌薪炭類に至るまで借金でまかない、諸行事の折にも表方（寺役人など）に振舞う慣例の料理まで「御けん約にて」省略することが多く、諸堂

宇が破損しても修復も出来ない状態であるということを信州及び青山の両寺の寺役人が互いに窮乏をうったえ合った書状のうつつしが大本願蔵の日記の中にしばしばみられる。

ちなみに天明元年の書状によって青山善光寺の境内諸堂の規模を見ると次の如くである。

本堂 (京間にて)	梁間 六間	桁行 八間
釈迦堂	〃 二間半	〃 三間
観音堂	〃 三間	〃 三間半
地藏堂	〃 二間	〃 二間半
別内陣九尺四方土蔵	梁間 四間	〃 二間半
二王門	〃	〃

「富御免之願」を寺社奉行にはじめて申入れたのは安永九年七月のことである。以下さまざまな経緯を経て五ヶ年間の許可を得、寛政五年五月に最後の「満会」を興行しおわるまでの状況を「月会役人並諸用認帳」「寺務綱要」「奥日記 (安永〜寛政年間のもの)」など大本願所蔵の記録によってたどってみよう。

安永九年七月九日―寺社奉行に願書を提出するに当たります上野寛永寺の執当からの御添翰を頂きたいと上野の月番真覚院まで青山善光寺の寺侍岡沢一郎左衛門から願い出る。内容の概略は

元禄十六年谷中の寺が類焼し、宝永二年常憲院様 (綱吉) より現在地青山に場所替のお許を得て本堂諸堂を造立した。

享保年中一位様 (天英院) ^{註8}より観音像の寄進あり、天下安全の御祈禱のため観音堂一字を御建立下された。

徳川家の御代々様尊牌を奉安し如来前御供養を申ししているが本堂諸堂とも年来破損し、少破は繕って来たが、

この度ついに大破となる。故に御当地において十ヶ年間富興行を御免なしくだされたい。”

全月一九日——上野より添翰が渡され即日寺社奉行土岐美濃守まで願書提出。

天明元年六月——富係り寺社奉行が戸田因幡守に交替。

全 七月二四日——改めて出願の手続きにとりかかる。

全 一月二日——戸田因幡守より富を願うについて古来より公義からの御寄附物があるか、又寺格の儀も書

出すようにとの仰渡しあり。

全 月 七日——寺社奉行まで左の五通の書状を提出。

○ 従前からの御寄附物……天英院観音堂建立

・本尊前戸帳・浄岸院より前机寄進

○ 善光寺上人登城の趣……年頭献上拜領物あり

・三年に一度御礼年登城御目見え

○ 本堂諸堂の規模

○ 破損修復の不可能なこと

○ 富突興行の願

天明二年三月一八日——寺社奉行所へ出頭、戸田因幡守より富五ヶ年の興行を妙法院官の富の年限がおわり次第興行してよいとの許可。書状を仰渡さる。

即日戸田因幡守、阿部備中守、牧野豊前守、安藤対馬守、井上河内守まで御礼に参上。上野西執当中へ御届け。御本丸表使衆へも御礼を申上げる。

天明四年三月二三日——富のこと不案内なので下谷池之端の奥井三六という者に金主並びに万事の世話方を金二百七十五両の契約で依頼し、証文をとる。即ち

差上申證文之事^{註9}

一、青山善光寺御修復所存御助成御富御興行之儀寺社御奉行所へ御願被爲差出候處御願之通寅年三月戸田因幡守様於御宅御内寄合之上

御免被爲 仰付尤妙法院宮御願之富年限相濟次中年五ヶ年之間毎月壹度宛富興行可仕旨被仰渡候 然處於御寺ハ御不案内之御事故拙者之方江爲御任被成度被存 仰聞奉承知候 依之右明跡金貳百七拾五兩ニ相極右之内金百七拾五兩當時相納申候處實正御座候 相残り金百兩ハ札建之節相納可申候 尤御富御興行初月(天明八年八月)より壹ヶ月ニ付金貳拾七兩貳分宛御富興行前日無違漏急度上納可仕候 自然御富札賣殘候節奉納金不相揃上納難相成候段御願等決而申上間敷候 若月割金上納滞候類又ハ褒美金等滞有之候ハ、御寺江御引取御興行被遊候其節否之儀申上間敷候 惣而富之儀拙者共江爲御任被成候上ハ諸他御入用不何寄拙者共方より差出可申候 尤御富場之儀者拙者共勸辨之上可申上候 惣而御富御興行御法式被爲仰渡候通相背申間敷候

右前條之趣爲一筆參らせ候 異變又ハ御煩致間敷儀申上間敷候 御富場所相極興行仕候節ニ到リ 御公儀様御法度之趣堅相守可申候 勿論喧嘩口論等無之様相慎自然喧嘩口論有之候ハ、各様江少茂懸御苦勞不申拙者共如何様共取斗可申候 爲後日證文仍如件

池之端仲町

金主 奥井 三六印

浅草第六天神門前

證人 天野 惣兵衛印

天明四年辰三月廿三日

同所 瓦町

同 奥井 長之助印

信州善光寺大本願御兼帶所

江戸青山善光寺

御富懸り御役人 藤井 文五郎様

信州御役人 柄澤 彦太夫様

青山御役人 倉田三郎右衛門様

右の次第でこの日百七十五両が金主より青山善光寺におさめられたわけであるが、そのうち二十五両は御祝儀として世話人たち約十二人に分け与えた。

天明八年三月六日——妙法院の富が来る四月二十九日におわるので五月には札を売りはじめ六月に富突初興行をしたと思つていたが適当な場所がない。そのため高田水稻荷（別当宝泉寺）の富が浅草第六天神の社地で行われているのが来る七月廿六日に年限がきれるのでそのあとを借りて八月二六日から毎月興行することにした。と世話方の奥井三六及び同利兵衛から青山善光寺々役人まで申出て来る。

近世青山善光寺における富突興行

全 一三日——右の通り決定し八月より興行の儀を富の世話人に申渡す

四月一七日——寺社奉行へ願出るための添翰を上野執当中から受ける。

全 一八日——寺社奉行松平右京亮まで青山善光寺倉田三郎右衛門から富の期間や場所について願書を出す。

以書付奉願候 註10

一、(前略) 妙法院御宮御富來四月廿九日興行限ニ而御年限相濟申候ニ付右御富跡引續當御堂御富來ル五月賣始六月初御興行に相成可申儀ニ御座候處當時印札売捌江最寄之内御富場ニ可相成場所壹ヶ所茂無御座候而私共到而難儀至極仕候 依之御願申上候ハ高田水稻荷御富淺草第六天神社地ニ而興行有之候處 右御富當七月廿六日興行限ニ而年限相濟申候ニ付御堂御富右跡ニ而引續八月廿六日初御興行ニ相成候様ニ仕度奉願上候 二ヶ月延引ニ罷成候段御聞濟被成下右寶泉寺願富年限濟跡引續被爲仰付被下置候様奉願候 尤第六天神神主籙木隼人江も相對仕候處社地用立候儀承知仕罷在候 勿論右場所ニ而新規家作等無御座候 御憐愍を以右願之通被爲仰付被下置候様奉願候

以上

信州善光寺大本願兼帶所

青山善光寺役人

倉田三郎右衛門 印

天明八申年四月

寺社 御奉行所

御役人中 様

なお右願書には「覚」をつけて次の五件を同じく御奉行所御役人中様宛に願ひ出ている。

○ 富興行の日限は当申八月より来ル丑年（寛政五年）八月まで毎月二六日に行う。

○ 当八月に至り御府内にお触れを願う。

○ 所々に評（標カ）札を建てたい。

○ 富の当日には御検使を下されたい。

○ 当り札の金高等次の通り

札数六千枚 当り札五百枚

札料 銀三匁七分五厘

一、 壹富 金百両 兩袖金 一兩宛
孫袖金 二分宛

一、 二富 金二十両 兩袖金 二分宛
孫袖金 一分宛

一、 三富 金十五両 兩袖金 二分宛
孫袖金 一分宛

一、 四富 金十両 同 右

一、 五富 金十両 同 右

一、 百番留金十両 同 右

一、 拾番目金五両 兩袖金 一分宛
孫袖金 二分宛

一、 二十番目 金五両 同 右

近世青山善光寺における富興興行

一、三十番目 〃 〃

一、四十番目 〃 〃

一、五十番目 〃 〃

一、六十番目 〃 〃

一、七十番目 〃 〃

一、八十番目 〃 〃

一、九十番目 〃 〃

一、第六番より九十九番迄平金百疋
兩袖 二朱 孫袖三匁七分五厘宛

五月 — 富札賣出す。

七月六日——願の通り五ヶ年の富興行の許可が下り、大奥表使衆へこの段届出る。

八月九日——富の世話方奥井三六並びに利兵衛より近來世間が不況で札の売れ方がわるいので興行ごとに納める

金額を二十七兩二分と契約してあつたが二十五兩にしてほしい旨願出る。

同 一六日——願の通り二十五兩ときめる。

二〇日——宝泉寺より興行用の道具「富突札錐」をゆずりうける。

同 二六日——第六天神にて初回の富興行にて神前に金百疋を奉納。検分のため寺社奉行所役人二人來場。

同 二七日——前日興行の件を寺社奉行月番、上野執当中、御本丸表使衆へ各々書状にて報告。とくに配慮をう

けた大奥御広敷頭井坂又兵衛に金二百疋を贈呈。

世話方三六及び利兵衛に酒代金二百疋を遣す。

これを第一回として以来翌々年の寛政二年十二月までは毎月二十六日に、寛政三年からは一月五月九月の年三回づつ寛政四月の正月までは順調に富を興行することが出来た。納金ははじめ一回につき二十五両であったが、前述のような事情もあり一般の景気ももちなおしたので世話方から申出があり、寛政元年十月からは二十七両二分づつおさめられることとなった。この間の手続き方法などは第一回に準ずるので記述は略す。所が寛政四年五月分の札を渡すについて「重札」という不正行為があつたため五月九月及び翌年正月の興行を停止させられた。しかもこの年四月四日から青山善光寺では本堂修復に着工したのである。

寛政四年九月——寺社奉行板倉周防守より呼出され、寺役人倉田三郎右衛門が出頭し取調べられる。即ち

○ 今年五月興行の富札発行之折重札を出した件について「御吟味」があつた所富師の利兵衛が出奔したので、三十日という日限でこの者をさがし出すよう命令された。しかし三十日毎の召喚が四度にも及んだ今日に至つてもその行方は不明である。このような折から富の権利を三六方より引取つたというがなれ合ひではないのか。と尋ねられ、三郎右衛門は

○ そのような事はない。諸堂修復の費用がたりず、御助成金も薄いので、手前にて（青山善光寺が直接）富興行すれば富師の手を経るよりも利潤が多くなると思つて三六の手から取戻したのである。

との返答を申上げた。

但しこのような「不埒之者江申付け」た為に不祥事がおこり「善光寺御名前いか様に御難儀ニ相成間鋪物ニても無之」責任を感じるので倉田三郎右衛門は寺社奉行へは病氣という届けを出し、実は逼塞謹慎し、高野兵左衛門

が代役することとなる。

同年一〇月——利兵衛の御尋ね五度目の仰せつけあり。

同年一二月——寺社奉行板倉周防守より、重札「書た人不調法に付」科料として奥井利兵衛に五貫文を仰付られたが、利兵衛は出奔してしまつたので関係者五人に三貫文の科料を命ぜられた。

寺役人倉田三郎右衛門は寺社奉行から「押込」を命ぜられ、善光寺としても「永の御暇」を出した。

寛政五年二月一六日——倉田三郎右衛門の「押込」許される。

同 二五日——没収されていた富の道具が返された。但し諸帳面類は未だ返されない。

同 三月 九日——富興行を再開したい旨内々で板倉周防守の下役人植原市郎左衛門まで伺い下書を差出す。

同 一三日——右につき示指がなされたので即刻願書を認めなおし寺社奉行松平右京亮あて青山善光寺役人高野兵左衛門（倉田の跡役）より願出る。内容は

○ 去ル申年（天明八年）より五ヶ年間毎月一回宛の御免許の下に行つて来た富興行が去ル成年（寛政二年）からは一季に一度即ち春夏秋の一ヶ年三度興行となつてしまつた。その上昨年五月には世話方のものに不都合があり富興行が中止されたが、御不審をこうむつて押込めを申渡されていた寺役人も許されたことでもあり、諸堂の修復もまだ行なえずに難渋しているのので、最初に許可を頂いた年限からすればあと三會分あるはず故、本年五月九月及び来年正月の興行を許されたい。

同 二一日——富興行残り三會のうち当年五月の一會に限つて許可される。

四月二三日——富札売出し。

五月二十六日——滞りなく満会興行相すみ、即日寺社奉行月番脇坂淡路守、松平右京亮（当日御見使）、東叡山執当竜王院惠忍院などに高野兵左衛門より届出る。また上人よりは大奥表使（きくの様・小やま様・松もと様・みねの様・さわた様・連々宛）文にて、「御富満会相済い」旨を申出る。

会所引弘の儀を寺社並びに新地奉行所にも高野兵左衛門届出る。

以上で六年三十四回にわたる富興行が万事終了したのである。その収支決算にかかわる記録は現存しないが、最初の契約金二百七十五両の他に、興行のつど富師から納入されるもの（はじめ十四会は二十五両宛・あと二十会は二十七両二分宛）を加えれば概算千百余両にも達し、諸経費の支出があつたとしてもかなりの純益が上つたことと思われる。寺側では寛政四年四月にとりかかつた本堂の修復も同六月のうちに完成したので六年四月には入仏供養をかねて三十日間の開帳を行いたい希望であつたが、奉行所では富興行に引つづいての開帳願いは「二重助成相成候ニ付願之趣不相叶」として願書は却下された。

その後従来からあつた一位尼公寄進の観音堂は位置がわるいということで本堂脇の西側に移築することとなり、寛政七年九月から翌八年七月まで工事にかかり七月九日観音像の仮り遷座が行われた。更に九年三月十八日から四月二日までの十五日間入仏供養の説法が行われ、なかでも三月二十日二十一日の両日には百観音を二十五躰づつにわけて入仏行列を執行し、二日間わたって盛大な観音御前立入仏式の法要が行われ所期の目標を達し、富興行にかかわる一聀の事業を完了したのであつた。

	善光寺上人	富 興 行 関 係	備 考
安永 九年	智観上人 九月帰国	七月寺社奉行に願書提出	三月大阪和光寺本尊を青山で開帳 七月信州善光寺如来回国開帳に出発
天明 一	信州在寺	六月寺社奉行交替 十一月再度願出	六月如来回国より信州本寺帰座 七月青山本尊開帳を願出
二	三月出府 六月一日登城	三月富興行許可（但し来る申年より五ヶ年間）	三月一五日より八〇日間青山開帳
三	青山滞在 六月一五日如来お城入・上人も登城	富興行の金主世話方奥井三六と契約	この頃より七年頃まで大飢饉 三月一日より四五日間信州本寺金堂開帳
四	青山滞在 十一月一五日登城 十一月帰国		
五	信州在寺 閏一〇月出府		
六	青山滞在 三月一五日登城將軍家御代替り御目見		
七	青山滞在 一〇月二八日登城	五月富札発売 八月〜十二月毎月二六日に浅草で興行	八月天明改革、三ヶ年儉約令
八	青山滞在		
寛政 一	青山滞在		五ヶ年の儉約令

二	青山滞在 六月二七日智観上人寂	一〜二月毎月興行（但し来年より年三回と制限される）	
三	智昭上人 青山滞在六月六日登城上人繼目御礼	一月五月九月富興行	三月一〇日より五〇日間信州金堂開帳（四万日回向）
四	一〇月帰国	一月富興行・五月世話役の不正あり中止（富道具・帳面など押収される）	四月〜六月青山本堂修覆
五	信州在寺	二月富道具返され再興行願出（あと一回限り許さる）五月満会六月終了を寺社奉行へ届出る	
六	三月出府 七月二三日登城		四月青山開帳を願出許されず 八月信州如来回国開帳に出発 九月青山観音堂移転着工
七	青山滞在		七月青山諸堂修理成り仮遷座
八	青山滞在		三月一八日〜四月二日入仏法要
九	青山滞在		

註

- 1 隆光僧正日記（辻善之助「日本仏教史」8・353）
- 2 政要前録・有徳院実紀附録（同 8・356〜358）
- 3 徳川禁令考（第四十八章・寺社領朱印附下賜金及勸化突電）
- 4 柳菴隨筆七・四三四
- 5 徳川禁令考（第四十八章）

近世青山善光寺における富突興行

- 6 信州善光寺第一・三世・青山善光寺第五世
- 7 青山善光寺の開帳は幕末までに九回行われた（享保九年・宝暦五年・同一一年・安永六年・天明三年・文化二年・同一二年・天保一〇年・嘉永三年）
- 8 徳川家宣の御台所瀨子・正徳三年従一位宣下をうける。
- 9・10 大本願藏「月会役人並諸用認帳」